

住民主体の移動・外出支援って何？

ー 地域にあるクルマと人でつくる支え合いのしくみー



NPO法人 全国移動サービスネットワーク

ニーズに応じて市民が創ってきた様々な移動サービス



福祉有償運送

道路運送法第79条登録

高齢者や障がい者を対象に、
車を使って原則1対1で送迎



公共交通空白地

有償運送

道路運送法第79条登録

交通が不便な地域の住民を
対象に、車を使って送迎

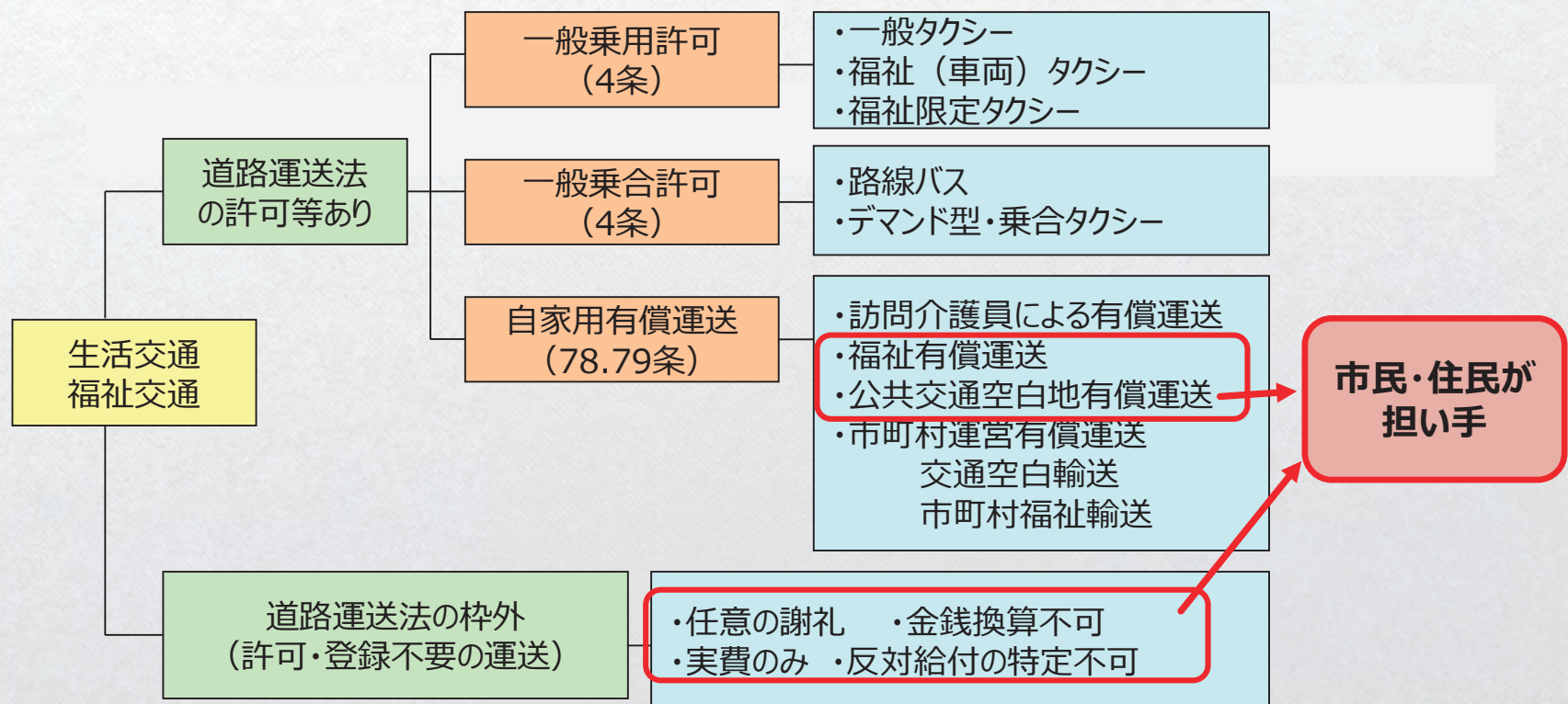


登録不要の 移動・外出支援

道路運送法上の登録が不要な
地域活動

自治会などの地縁組織や
地域の有志が運行

移動サービスの道路運送法上の位置づけ



3

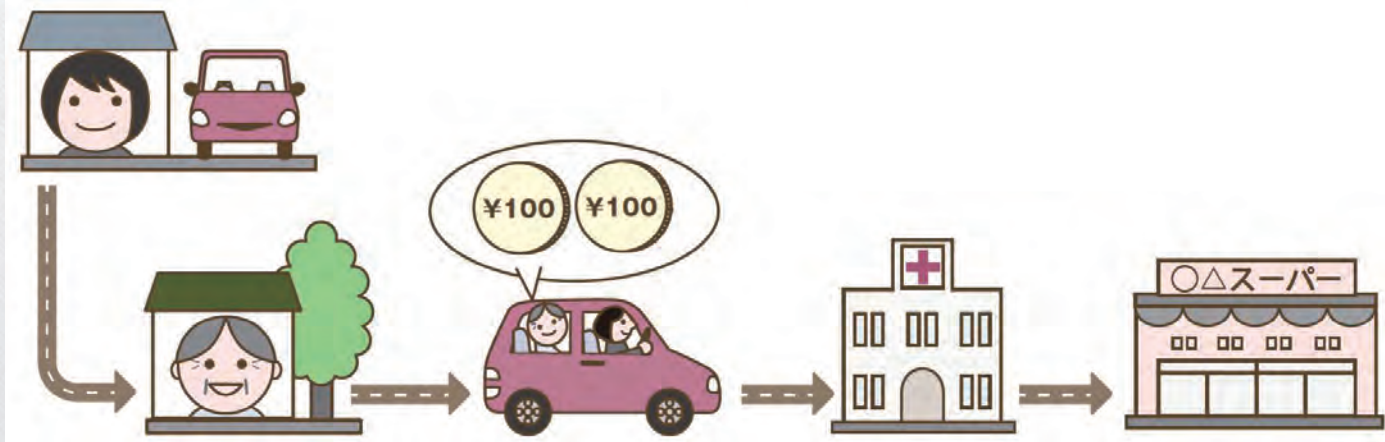
6つの実践例

- 事例① 富田林市 / 不動ヶ丘高齢者等生活支援プロジェクト
ほっとらいふ
- 事例② 大網白里市 / 上谷新田買物送迎運営委員会
/ NPO法人 葵の森「あっとほーむ大網」
/ NPO法人 大網お助け隊
- 事例③ 防府市 / 「幸せます健康くらぶ」
- 事例④ 国東市 / 竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」
- 事例⑤ 花巻市 / ふるさと高松げんき村
- 事例⑥ 横浜市港北区 / コミバス市民の会「菊名おでかけバス」

4

マイカーで個別送迎（ガソリン代実費）

不動ヶ丘高齢者等生活支援プロジェクト ほっとらいふ



1

大阪府富田林市 不動ヶ丘高齢者等生活支援プロジェクト ほっとらいふ まとめ

移動支援の活動


利用者負担
年会費 3,000円

ガソリン代
実費を利用券
(ポイント)
で払う

道路運送法【登録不要（ガソリン代実費）】

隣接市町村までドア・ツー・ドア、非ルート運行。相乗りも可
土日祝日を除く9時から17時実施（前日まで要予約）

 支援会員28人
・専用車両2台
・ボランティアのマイカー

 ・高齢者等でケガや障がいのある人
・免許返納者等、困っている 自治会員
利用会員 47名（実利用約30名）

移動支援以外の活動

ポイント
支払い
1ポイント
=1円

困り事支援 ゴミ出しや屋内掃除など（10分100ポイント）

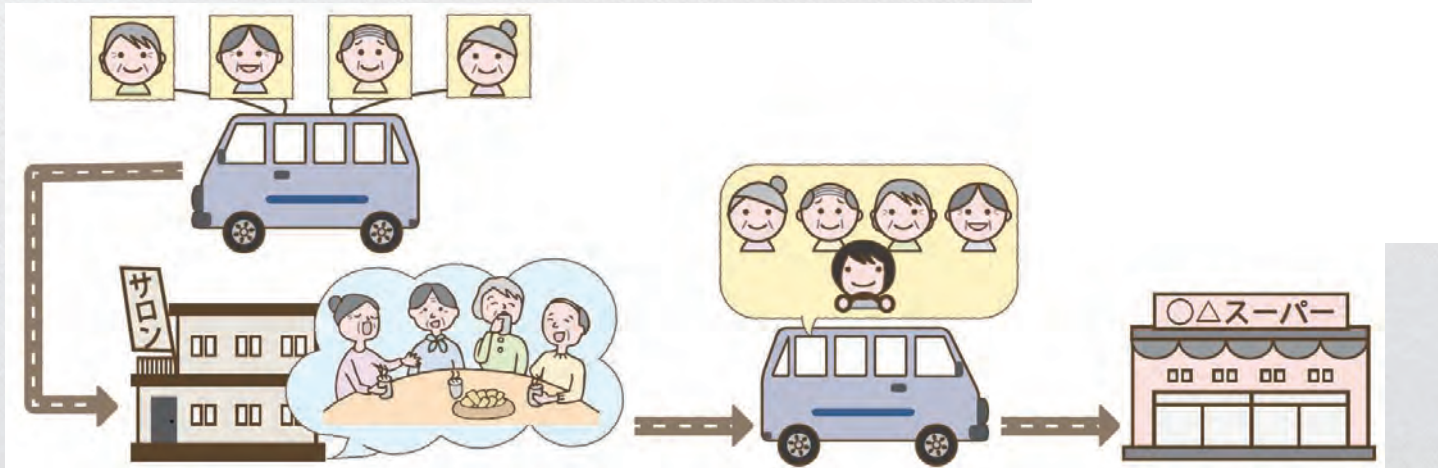
憩いの場支援 朝市、買い物など（約200ポイント） IT支援 操作サポート

保険 移送中事故傷害保険、非営利有償活動団体保険

講習 福祉有償運送運転者講習

乗り合ってサロンや買い物に送迎

上谷新田買物送迎運営委員会



2

千葉県大網白里市 上谷新田買物送迎委員会 まとめ

移動支援の活動

利用料
0円

道路運送法【登録不要(無料)】

毎週水・土・日の午前中に8停留所を回り、2km先のスーパーへ



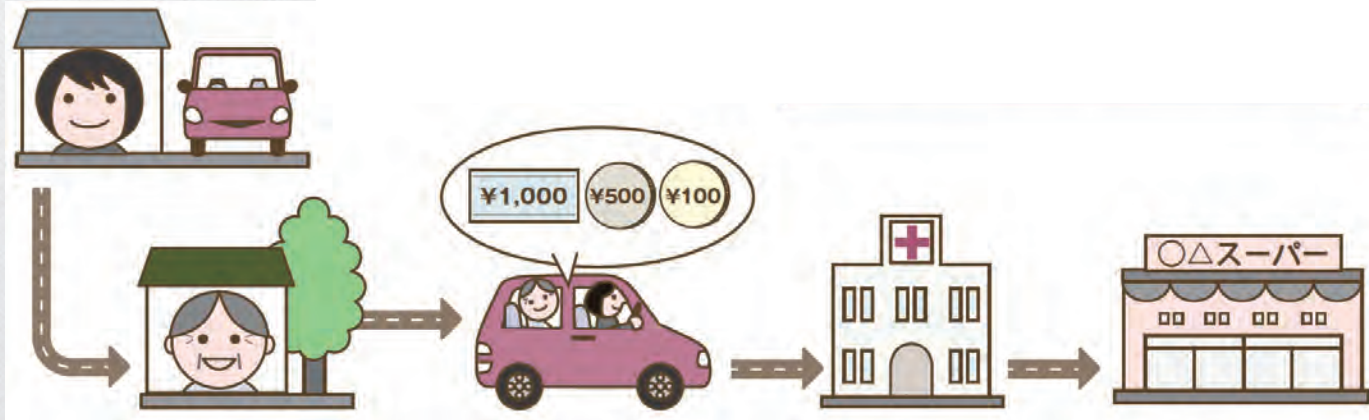
高齢者が主の買物不便者
登録24名
実利用18名
利用のべ282名

保険 自動車保険／任意保険／そのほか、自治会保険

有償でどこへでも送迎

ガソリン代実費の送迎も実施！

NPO法人 葵の森



千葉県大網白里市 NPO法人葵の森 まとめ

移動支援の活動

1 道路運送法【福祉有償運送】

- ・要介護要支援者
- ・基本チェックリスト該当者

講習 福祉有償運送運転者講習

利用料
時間制＋
距離制
利用247回

運転登録5名
(実働3名)

団体所有5台

保険
自動車保険

利用登録22名
実利用15名

2 道路運送法【登録不要(ガソリン代実費)】

- 訪問型サービスD (主に低所得者)
- ・要支援者
 - ・基本チェックリスト該当者

利用47回

利用料
走行距離
km
×30円

3 道路運送法【登録不要(無料)】

通所利用者をあつとほーむ
大網へ送迎 (サロン送迎)

利用料
0円

4 道路運送法【福祉有償運送】

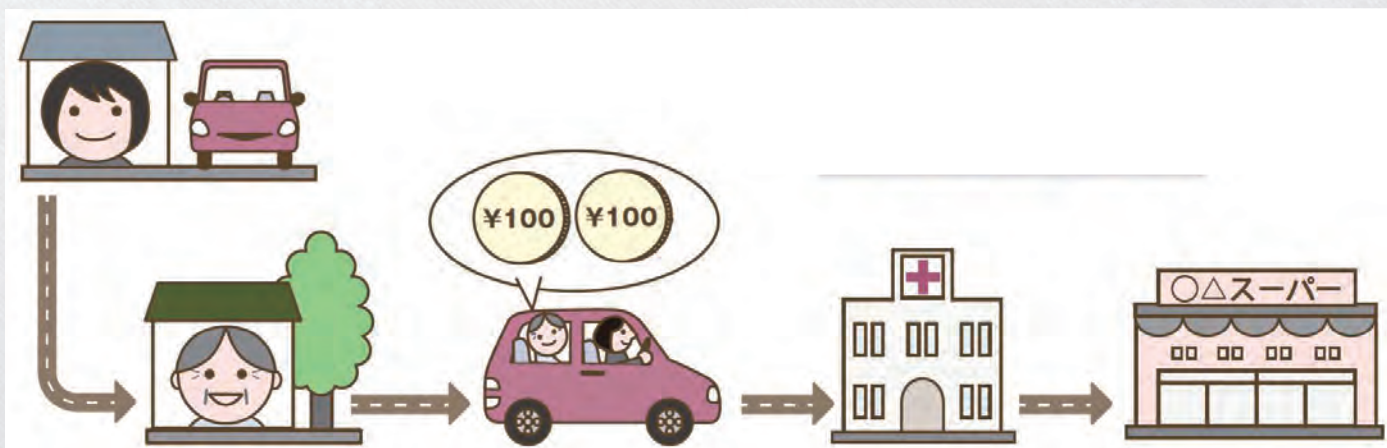
通所利用者を別の場所へ移動

講習 福祉有償運送運転者講習

利用料
走行距離
km
×50円

マイカーで個別送迎（ガソリン代実費）

NPO法人 大網お助け隊



4

千葉県大網白里市 大網お助け隊 まとめ

移動支援の活動（訪問D）

道路運送法【登録不要（ガソリン代実費）】

利用者負担
年会費
1,000円

走行距離
×30円

運転
登録33人
（日常生活支援を含むと55人）
実働28人
（日常生活支援を含むと40人）



高齢者、障がい者対象
登録約150人
実利用約100人
3,395回
（片道カウント／2017年度）

移動支援以外の活動（訪問B）

家事支援、付き添い、庭仕事、ゴミ出し、大工、パソコン支援等

講習 福祉有償運送運転者講習を受講

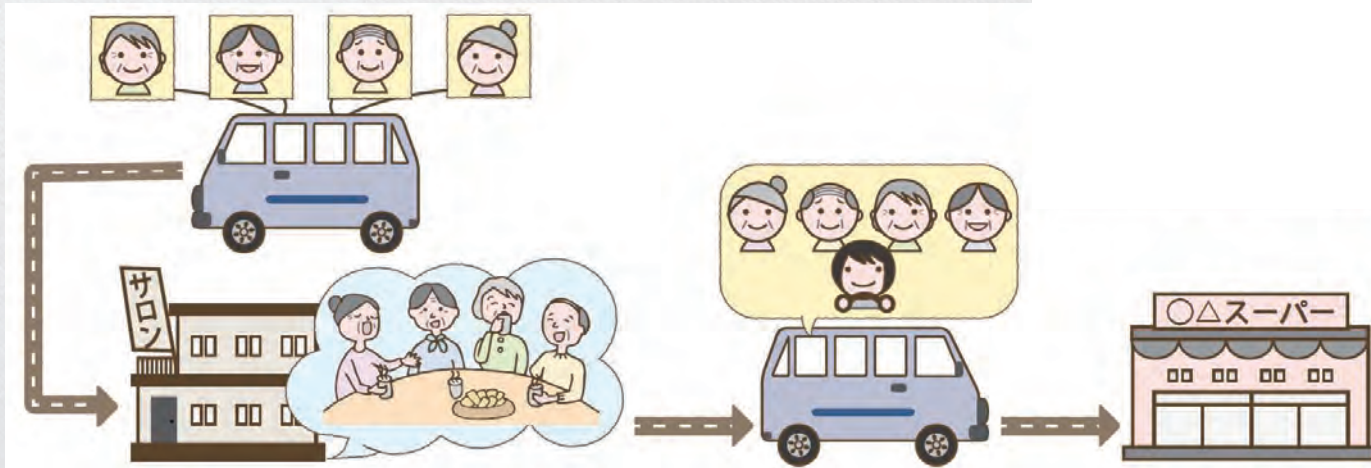
保険 傷害保険 賠償責任保険

子育て支援や学童・園児の送迎、障がい者の支援も。

1時間
につき
500円～
800円

乗り合っサロソや買物に送迎

幸せます健康くらぶ



5

山口県防府市向島地区 幸せます健康くらぶ まとめ

送迎部分 <訪問型サービスD>

利用者
負担
なし

道路運送法【登録不要（無料）】

社会福祉法人蓬萊会（障害者系）26人乗り車両と運転手を無償提供
向島にしき健康くらぶ後援会 民生委員が組織。運営を補助

毎月2回

乗車（後援会含む）平均20名



サロン部分 <通所型サービスA並み+B>

利用者
負担
500円

イオン（会議室無料提供・介護予防体操と買物 & おしゃべりの場）

公民館（移動販売車が来て買物ができる、趣味活動等）

通所サービス連絡協議会 通所A基準を委託し他地区へ展開も

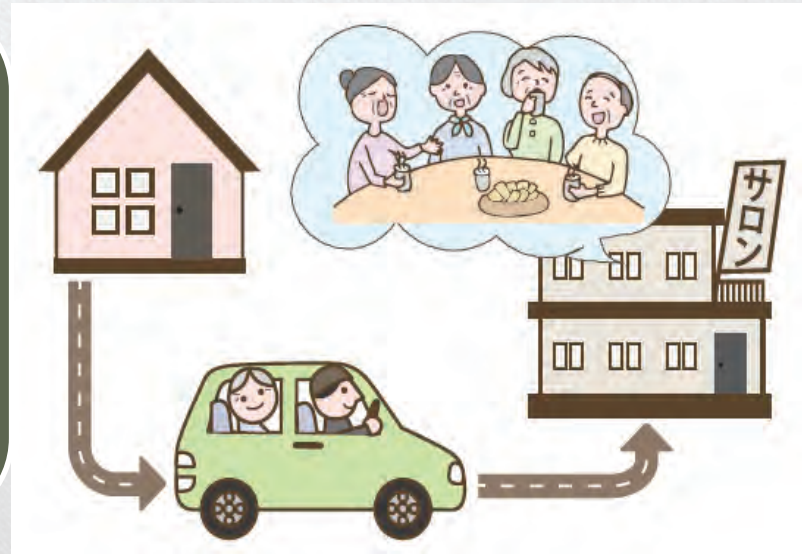
向島にしき健康くらぶ後援会 会場準備、買物の見守り等

毎月2回
参加者
平均17名



マイカーでのサロン送迎

竹田津くらしの サポートセンター かもめ



6

大分県国東市 竹田津くらしのサポートセンターかもめ まとめ

移動支援の活動

ガソリン代等交通費実費相当の
かもめカフェで使用できるコーヒー券を支給

道路運送法【登録不要（サロン送迎：自家輸送、無料）】

竹田津地区公民館を拠点に、1～5を実施。2 3 4 の送迎を実施

- 1 カフェ（週3回、13～15時）
- 2 送迎付き食事会（月2回）
- 3 送迎付きカフェ（月2回）
- 4 買い物支援（1 での出張販売/ 3 での送迎付き買い物）
- 5 「ちょい加勢」（生活支援）

運転25名
(60代のシニア層)

ボランティアの
マイカー

地区住民で外出するのが困難と判断、
送迎及び外出支援の利用申請をされた方
2017年1月開始、18年10月時点の実利用者
カフェの送迎25人/外出支援25人

補助 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）

家事支援と一体の送迎

ふるさと高松 げんき村



7

岩手県花巻市 ふるさと高松げんき村 まとめ

移動支援の活動

利用者負担
年会費 3,000円

毎回
500円

道路運送法【登録不要（子どもの預かり・家事身辺援助一体型）】
ふるさと高松げんき村 大字（尋常小学校単位）三行政区の任意団体

有償ボランティア
(1回500円)
5名



軽ワゴン車
1台

- ・要支援1.2認定
 - ・基本チェックリストで生活機能低下の所見
- 実利用人数 13名



移動支援以外の活動

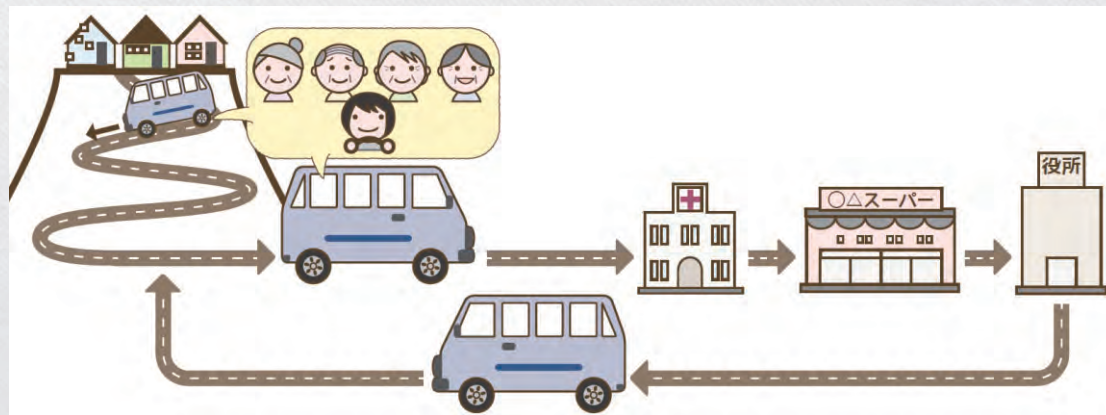
配食サービス、介護予防教室、多世代交流の場等

毎回
500円

保険 JA自動車共済 **講習** 花巻市生活支援ボランティア研修2名受講
補助 訪問型サービスAご近所サポーター事業（委託）、訪問型サービスB補助金

乗り合っあちこちへ送迎

菊名おでかけバス



横浜市港北区 コミバス市民の会 菊名おでかけバス まとめ

移動支援の活動

利用者負担
年会費 1,000円

毎回
利用料0円
自発的な
謝礼はOK

道路運送法【登録不要（無料）】

運転・添乗のペアで毎週火曜9時～15時、午前・午後交代制
巡回型7便（1便45分）25カ所から乗車可能。ルート上どこでも降車可能
必要に応じて乗降時の介助等も行う

運転者数6名
添乗者13名
（運行管理5名含）

8人乗りワゴン車1台
（住民から借りたもの）

会員登録すれば誰でも
会員総数約90名
実利用者一日平均約20名

移動支援以外の活動

- 市民連携で花見や買物ツアー、障害者作業所運営カフェでランチ等臨時便
- 地域探訪会やボランティアが企画する多彩なテーマの学習会開催等

保険 車両提供者の任意保険、横浜市の市民活動保険

人・モノ・お金はどうするの？（増えている例）



住民
の車

社福
の車

市の
車



住民
がサー
ビス調
整



住民
ドライ
バー

社福
のドライ
バー

- 1、住民などが手弁当で自主的に運行
- 2、市町村の車（保険付）で住民が運行
- 3、社会福祉法人の空き車両を活用して住民が運行または法人が運転スタッフも提供し、住民が付き添い支援
- 4、介護予防・日常生活支援総合事業の補助金（間接経費のみが対象）を活用して1～3の方法で運行

運賃は
不可

利用者の
制限は
ない

許可や登録の
手続き不要の
形態で行われて
いることが多い

まだ少ないけれど…

介護予防・日常生活支援総合事業による補助

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

1) 買い物、通院、外出時の支援
2) 通所型サービスBへの送迎

できることからやろう！



一歩ずつ



- 外出と交流は介護予防につながる！
- 福祉×まちづくり×交通・・・分野を超えた小地域のプラットフォーム（場）が大事
- 活動は小さく生んでも大きく育つ 体制づくりをしっかりとすること
- 住民や事業者が行政と協働して、わが町を持続可能な地域にしていく時代

さまざまな工夫と汗で

安心して老後をむかえられる地域をつくろう